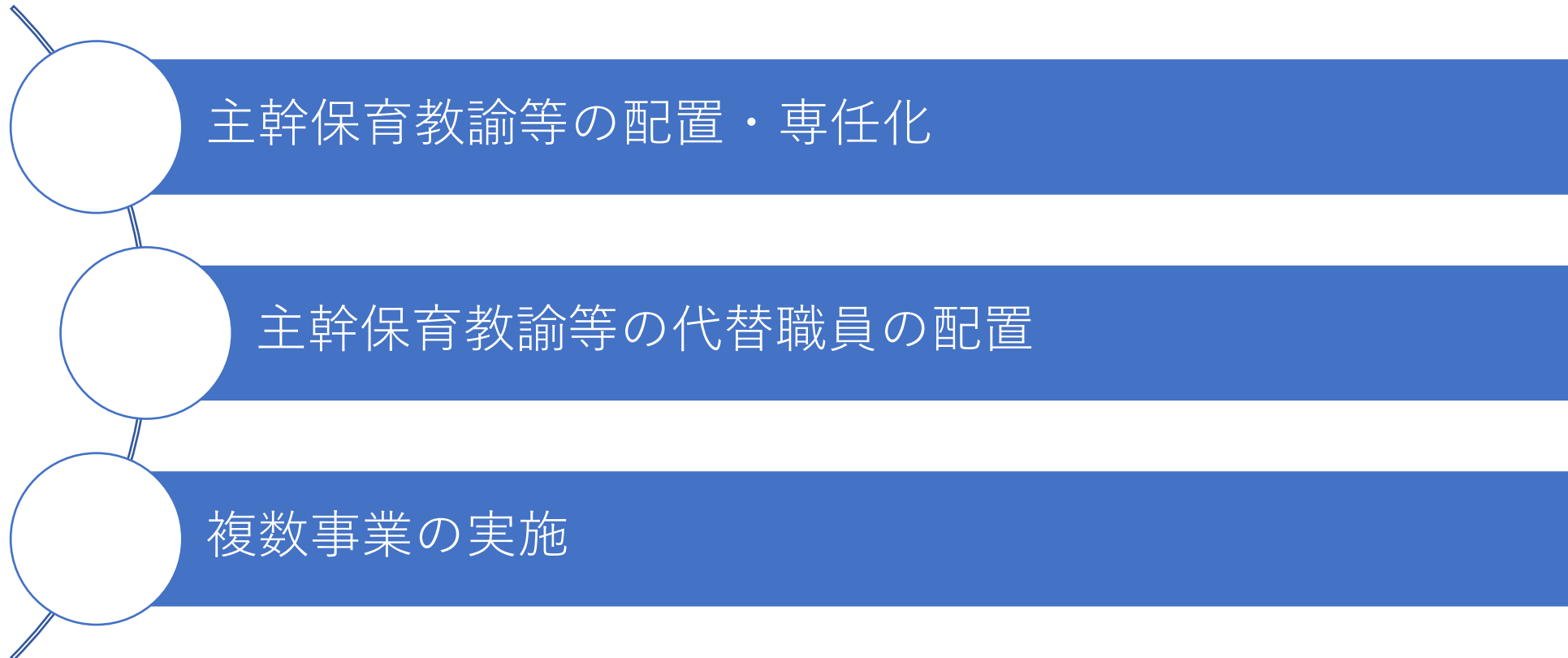


# 主幹保育教諭等の専任化について (令和6年2月からの運用)

- (目次)
- 1 公定価格における主幹保育教諭等の専任化の要件…P.2
  - 2 公定価格における減額調整…P.8
  - 3 職員配置加算報告書及び職員配置確認ファイルへの入力…P.10
  - 4 処遇改善等加算Ⅱへの影響…P.13

# 1 公定価格における主幹保育教諭等の専任化の要件

主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合として、公定価格の減額調整の対象となる要件は、次の**3つの要件**のいずれかが欠けたときとなります。



## 主幹保育教諭等の配置・専任化

### ① 公定価格における主幹保育教諭(等)とは・・・

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理する、保育教諭その他の職員に対して、教育、保育の改善及び充実のために必要な指導、助言等を行うなど、管理・指導的立場にある次の職責・職階のいずれかに該当する保育教諭をいいます。

- 副園長・教頭
- 主幹保育教諭・主幹教諭・主任保育士
- 指導保育教諭・指導教諭
- その他これらと同等の職責・職階

※ 実態上、これらの職責・職階にある者であれば、主幹保育教諭としての発令の有無は問いません。

※ 副園長・教頭配置加算を申請している職員であっても、主幹保育教諭等の職責を果たす者として、主幹保育教諭等とすることができます。

## ② 配置

利用の区分に応じて、上記①の職責・職階の主幹保育教諭等を必要人数の合計人数分配置する必要があります。

施設の別	利用の区分	必要人数
本園	1号認定子どもが在園する場合	1名
	2・3号認定こどもが在園する場合	1名
分園	1号認定子どもが在園する場合	1名
	2・3号認定こどもが在園する場合	1名
第2分園	1号認定子どもが在園する場合	1名
	2・3号認定こどもが在園する場合	1名

※ 主幹保育教諭等の職務の性質上、正規職員(常勤・無期雇用)である必要があります。ただし、正規職員であって、正規の勤務時間(常勤勤務時間)のうち、介護・育児等で短時間の休業を取得している職員を主幹保育教諭等とすることを妨げるものではありません。

【例1】本園 1号、2・3号ともに在園児、分園に2・3号の在園児、第2分園に2・3号の在園児がいる場合 → 必要配置人数は4名

【例2】本園2・3号のみ在園児がいる(1号利用定員設定はあるが、在園なし)場合 → 必要配置人数は1名

### ③ 専任化

認定こども園は、地域の子育て支援活動の実施が義務となっています。

そのため、公定価格においては、主幹保育教諭等が**学級担任やクラス担当から外れ**、指導計画の立案や地域の子育て支援活動に専念できるよう、主幹保育教諭等の代替職員を雇用する費用が含まれています。

※ **学級担任やクラス担当から外れる**とは、主幹保育教諭が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を果たす観点から、教育・保育を行うことを妨げるものではありません。

#### 【教育・保育に従事することが認められる例】

○園運営企画・調整、他の保育教諭に対する指導・助言のための従事

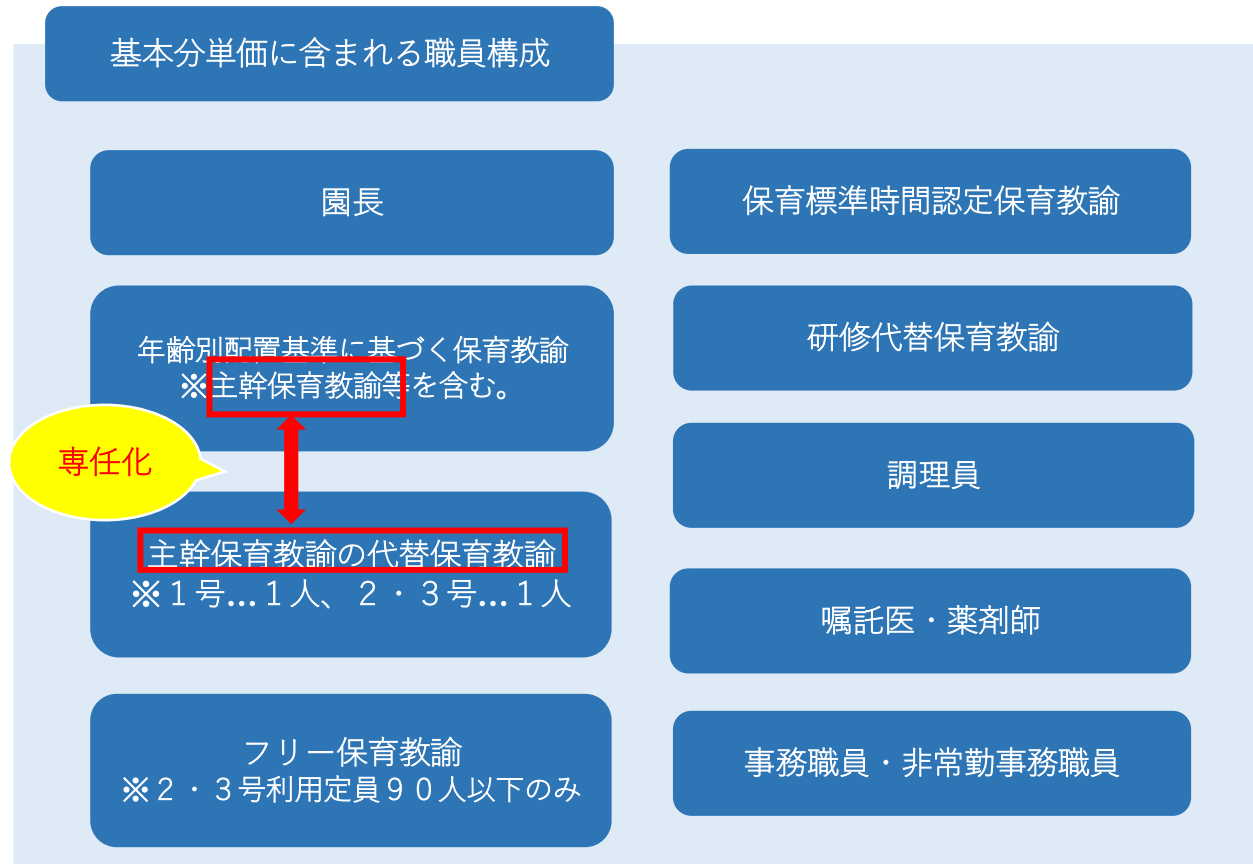
○学級担任やクラス担任等の保育教諭等が休んだ場合の代理での従事

→代理での従事の場合でも、1か月を超えて兼務が継続している等の場合は、専任化していることとはならず、公定価格の減額調整の対象となります。



# 主幹保育教諭等の代替職員の配置

公定価格には、主幹保育教諭等を専任化させるための代替職員の費用が含まれているため、必要な主幹保育教諭等の人数分の代替職員を配置しなければなりません。



主幹保育教諭等の配置必要人数分の代替職員の配置が必要です。

ただし、1号、2・3号ともに在園児童がいる場合で、2名の代替職員を配置しなければならない場合は、その代替職員のうち1名は、非常勤職員とすることができます。

## 複数事業の実施

公定価格の主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の減額調整は、次の事業を複数実施していない場合に適用されます。

### 【1号】

事業名
幼稚園型   一時預かり事業 ※1
一般型一時預かり事業 ※1
満3歳児に対する教育・保育の提供 ※2
障害児に対する教育・保育の提供 ※2
継続的な小学校との連携・接続に係る取組 ※4

### 【2・3号】

事業名
延長保育事業 ※1
一般型一時預かり事業 ※1
病児保育事業
乳児が3人以上利用している施設 ※3
障害児が1人以上利用している施設 ※2

※1 平均利用対象子どもが1人以上

※2 月初日の在籍人数が1人以上

※3 月初日の在籍人数が3人以上

※4 取組は、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 小学校接続に係る業務分掌の明確化
- ② 小学校の子ども・教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施
- ③ 小学校を見通した教育課程の編成

保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むことも要件となっています。

## 2 公定価格における減額調整

公定価格の減額調整の対象となる3つの要件のいずれかが欠けたときは、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合として、減額調整が適用されることとなります。

### ① 適用方法

公定価格の減額調整の対象となる

- (1) 主幹保育教諭等の配置・専任化
- (2) 主幹保育教諭等の代替職員の配置
- (3) 複数事業の実施

の3つの要件のうち、「複数事業の実施」については、施設全体で要件を確認しますが、残りの2つの要件は、施設ごと（本園、分園、第2分園ごと）、利用定員区分ごとに確認し、それぞれにおいて減額調整の適用をすることとなります。

### ② 減額される金額

減額される金額は、利用定員の区分、処遇改善加算率に応じて、異なります。

**【例】** 1号利用定員15名、処遇改善加算率19%の場合（R5年度改定単価）  
1号利用子ども1人あたり 月8,830円  
(1号15名在籍の場合（月額）  $15人 \times 8,830円 = 132,450円$ )



### ③ 療育支援加算への影響

療育支援加算は、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の減額調整が適用されている施設については、適用対象外となっています。

そのため、主幹保育教諭等の専任化の要件のいずれかが欠けたときは、療育支援加算の適用を受けることができません。

【例1】 1号、2・3号のどちらも在園児がいる場合

1号の主幹保育教諭等の専任化 要件× → 1号の療育支援加算 適用無×

2・3号の主幹保育教諭等の専任化 要件○ → 2・3号の療育支援加算 適用有○

【例2】 本園と分園を設置する施設

(本園)・・・2・3号の主幹保育教諭等の専任化 要件○ → 本園2・3号の療育支援加算 適用有○

(分園)・・・2・3号の主幹保育教諭等の専任化 要件× → 分園2・3号の療育支援加算 適用無×

### 3 職員配置加算報告書及び職員配置確認ファイルへの入力

#### ① 職員配置確認ファイルについて

令和6年度においては、2～3か月ごとにご提出いただいている職員配置加算報告書において、主幹保育教諭等のクラス担任等への兼務状況について、ご記入いただく欄を設け、報告をお願いする予定です。

令和5年度2月分及び3月分については、別添「令和5年度 主幹教諭等の配置・兼務状況に係る報告書」によるご報告をお願いいたします。

なお、「令和5年度 主幹教諭等の配置・兼務状況に係る報告書」の主幹保育教諭等の氏名、職名等との記載と、職員配置確認ファイルの氏名、職名等の記載は合うように、入力をお願いいたします。

## ② 職員配置確認ファイルの入力方法について

月常勤職員勤務時間数:		必須項目								
番号	氏名	(1) 職種	(2) 常勤換算後	定価格			保育教諭等		調理員	
				施設長	配置基準	フリー保育教諭	主幹保育教諭(1号)	主幹保育教諭(2・3号)		保育標準時間対応
兼務の分類				●	◎◆				◇	
必要人数				1	8	1	1	1	1	2
月必要時間数				168	1344	168	-	168	168	336
必要時間数との				0	0	0	-	0	0	0
1	○○ ○○	園長	168	1.0	168					
2	▲▲ ▲	副園長	168	1.0		168				
3	□□ □	主幹保育	168	1.0		168				
4	◆◆ ◆	主幹保育	168	1.0		168				
5	◎◎ ◎◎	保育教諭	168	1.0				168		
6	●● ●●	保育教諭	120	0.7				120		
7	△△ △△	保育教諭	168	1.0		168				
8	■ ■ ■ ■	保育教諭	168	1.0		168				

### (1) 主幹保育教諭等の職種

主幹保育教諭等の職種については、次のいずれかの職名としてください。

- 副園長・教頭
- 主幹保育教諭・主幹教諭・主任保育士
- 指導保育教諭・指導教諭

その他これらと同等の職責・職階として、発令されている場合は、いずれかにあてはめて、ご記入ください。

### (2) 主幹保育教諭等の月勤務時間数

主幹保育教諭等の職務の性質上、正規職員(常勤・無期雇用)である必要があります。ただし、正規職員あって、正規の勤務時間(常勤勤務時間)のうち、介護・育児等で短時間の休業を取得している職員を主幹保育教諭等とすることを妨げるものではありません。

### (3) 主幹保育教諭等の充当先

主幹保育教諭等は公定価格の項目である「配置基準」「フリー保育教諭」「保育標準時間対応保育教諭」への充当をお願いします。

### (4) 主幹保育教諭等の代替職員について

主幹保育教諭等の配置必要人数分の代替職員の配置が必要です。

ただし、1号、2・3号ともに在園児童がいる場合で、2名の代替職員を配置しなければならない場合は、その代替職員のうち1名は、非常勤職員とすることができます。

## 【職員配置確認ファイルへの充当方法についての運用変更】

従来まで、事業実施要件等の要件が満たせず、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」として、公定価格の減額調整が適用されていた場合においても、公定価格の基本分単価に代替職員に係る費用が含まれているという理由から、公定価格の他の加算・補助金への充当よりも優先して、主幹保育教諭等の代替職員への充当をお願いしていました。

しかし、子ども家庭庁からの令和5年12月26日付け「認定こども園における主幹保育教諭等の配置等に係る公定価格上の減額調整の取扱いについて」の通知を受け、子ども家庭庁へ確認をしたところ、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整の適用を受けている場合は、主幹保育教諭等の代替職員の配置は不要であるとの回答がありました。

そのため、令和5年度2月分の公定価格から、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整の適用を受けている場合は、主幹保育教諭等の代替職員の配置は不要と運用を変更いたします。

職員配置確認ファイル作成の際には、ご留意いただけますよう、よろしくお願いいたします。

## 4 処遇改善等加算Ⅱへの影響

主幹保育教諭等は、月額4万円の賃金改善ができません。

なお、月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保したうえであれば、主幹保育教諭等へ月額5千円以上4万円未満の賃金改善を行うことが可能です。